

# 虐待・ネグレクトが

# 疑われる子どもものために できる「1と1」すぐ「1と1」

コロナ禍で子どもの虐待やネグレクトの増加、深刻化が懸念されています。児童虐待の通告はすべての国民に義務づけられています。被害を受けたと思われる児童に接した時、私たち大人はどのように対応すればよいのでしょうか。11月の「児童虐待防止推進月間」を前に、医師であり児童虐待防止の専門家である山田不二子氏に解説していただきます。



山田 不二子  
やまだ ふじこ

特定非営利活動法人  
チャイルドファーストジャパン 理事長

東京医科歯科大学医学部卒業。1990年山田内科胃腸科クリニック副院長に就任。1998年子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク(CMPN)を設立。2001年理事長に就任。2015年CMPNを「特定非営利活動法人チャイルドファーストジャパン(CFJ)」に名称変更。日本子ども虐待防止学会理事兼事務局長。日本子ども虐待医学会理事兼事務局長。

**新** 型コロナウイルス感染症対策としての外出自粛や営業自粛、テレワークの推進等によって、保護者の在宅時間が増えました。同時に、緊急事態宣言下の学校休業によって子どもの在宅時間も長くなりました。

これにより仕事で忙しくて子どもとの接触時間が限られていた家庭では、親子関係が改善したという声も聞かれましたが、一方で、

収入減などによるイライラを保護者が子どもにぶつけたり、以前から虐待やネグレクトの傾向があった家庭では、子どもとの接触時間の増加がさらなる増悪要因として作用することが推測され、コロナ禍での虐待・ネグレクトの増加が懸念されています。

それでは、学校休業が解除された現在、子どもの周りには大人はどうしたらよいのでしょうか？

まずは、子どもの様子をよく観察してください。元気がない、友だち関係が変わった、部活動をやめた、学習に身が入らないなど、以前と違った様子が見られたら、「前は〇〇だったのに、今は□□だね。何かあった？」と聞いてみましょう。

子どもが何らかの危害について打ち明けてくれたら、「そうだったんだね。それをした

のは誰？」と聞き、家族による虐待であることが疑われたら、すぐに児童相談所もしくは市区町村に通告してください。家族以外からの危害であれば、警察に通報します。

この時、通告先の担当者から「もう少し詳しく聞いてくれないと動けないよ」と言われるかもしれませんが、しかし、通告前に確認する必要があるのは、

「何があったのか？」と「それをしたのは誰か？」だけです。「いつ？」「どこで？」「どんなふう？」「何回？」などは聞きません。詳しい話を聴き取るのは『司法面接』に委ねましょう。

特に「それはいつ？」と「時」を聞くことは厳禁です。なぜなら、子どもにとって『時』を特定するのは、非常に難しいことだからです。それ以外のことは正確に話せたとしても、『時の特定』だけを間違ったがために「この子の言うことは信用できない」とみなされると、虐待がなかったことになってしまいます。

虐待の被害を受けた子どもたちは、「こんなことを話しても、信じてもらえないのかな」と不安を抱きつつ、それでも誰かに助けてもらいたくて打ち明けることが多いものです。

そのため、「やっぱり信じてもらえないんだ」と感じると、話すのをやめてしまいます。決して、真偽を確かめる言葉をかけたり、疑いのまなざしを向けたりしてはいけません。

また、子どもは同じことを繰り返し質問されると、「さっき話したことは間違っていたのかな」「信じてもらえなかったのかな」「自分の答えはこの人の期待と違っていただけのかな」と考えて、話を変えてしまいがちです。これも子どもの供述が「信用を失う」要因になります。

したがって、同じ質問を繰り返さないように気をつけましょう。質問する大人を代えて同じことを聞くのも、してはいけません。

また、通告する前に、私たちが虐待を疑っていることを保護者におわせてはいけません。

そんなことをしたら、疑われていることを察した保護者は子どもに口止めをしたり、脅したり、家族と口裏合わせをしたり、凶器を使ったのならそれを隠滅したりします。こうして、児童相談所や市区町村が調査に入った時には、すでに虐待を証明できる情報や証拠はなくなってしまうのです。これでは、せっかくの通告も水の泡です。

「してはいけないこと」に注意しつつ、子どもの話を聞くことが何より重要です。

そして、たとえ子どもからの打ち明けがなかったとしても、虐待の疑いが払拭されない限り、私たち大人は法律（児童福祉法25条1項、児童虐待防止法6条1項）に基づいて通告しなければなりません。

## してはいけないこと... DO NOT...

- その場で司法面接(調査面接)をしようとする。 **Attempt to conduct a full forensic interview**
- 虐待の真偽を確かめようとする。 **Attempt to determine the validity of the allegation**
- 他の人に子どもからもう一度話してもらうこと。 **Have the child repeat the abuse to others**
- 虐待の加害者と疑われている人物に、虐待の話をする。 **Tell the alleged perpetrator about the allegations**
- 虐待の加害者と疑われている人物に直接、確認を取る。 **Confront the alleged perpetrator**



### 司法面接とは

性虐待や身体的虐待、ネグレクト、DVや犯罪の目撃といった、子どもたちが経験した事実を聴き取る面接手法です。

性虐待などの虐待を受けた子どもは、児童福祉司等の児童相談所職員、警察官、検察官、裁判官といった多くの職種に対し、何度もつらい体験を話さなければならず、その度にトラウマを再体験させられ、深刻なダメージを受けます。

司法面接を、児童相談所・警察・検察で構成される多機関連携チーム(MDT)の枠組みで実施することによって、調査面接や事情聴取の回数を減らし、「二次被害」を防ぐことができます。

さらに詳しく知りたい方はこちらから  
<https://cfj.childfirst.or.jp/faq/>

